

28 全国高体連第 427 号
平成 29 年 2 月 10 日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 岡田 正洋



体罰根絶のための取り組みについて (依頼)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本連盟では、部活動指導における体罰根絶に向けて平成 26 年 5 月に「体罰根絶全国共通ルールの制定について (通知)」を发出して同年 7 月 1 日より施行いたしました。また、インターハイ全競技会場には根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。さらに、平成 27 年 10 月 15 日には日本体育協会と体罰根絶のための情報共有について協定を締結するなどして、取り組みを強化したところです。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、体罰根絶に向け様々なお取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、本ルール施行以降、適用件数等については全国高体連の諸会議等で報告させていただいているとおり、体罰根絶には至っておりません。特に、昨年末には全国大会出場校の指導者の体罰が新聞報道や全国高体連事務局への投書により発覚し、共通ルールの適用となった事案が連続して発生しております。この中には、当該指導者に対する教育委員会・学校としての指導措置・処分がすでに決定されていたにもかかわらず、本連盟への報告がなかったため、指導措置・処分が決定された日を起算日とした 1 年間という適用期間について起算日を変更せざるを得ない事案もありました。

本ルールに関する質問には、本ルール制定時にお示ししました Q & A 等をもとに個別に回答してまいりましたが、全国高体連への報告が遅れた場合の対応をはじめとして、Q & A 追加版③を別添のとおり作成しました。つきましては、本追加版を管下の加盟校及びすべての指導者に周知いただくとともに、あらためて部活動指導における体罰根絶と、体罰があった場合には本ルールの適用となることを周知徹底いただくとともに取り組みの強化をお願いいたします。

なお、本ルールをはじめ体罰根絶に向けた取り組みについて本連盟ホームページに資料を掲載しておりますのでご参照ください。